

参考資料

(1) 非行防止教室等に関する提言

青少年育成施策大綱(平成15年12月)(青少年育成推進本部(本部長:内閣総理大臣))

4. 年齢期ごとの施策の基本的方向

(2) 学童期

(規範意識の醸成)

・「子どもの規範意識を醸成するため、学校において地域の人々の協力を得つつ、体験活動等を生かした道徳教育の充実を図るほか、関係機関や地域の人々と連携して行う非行防止教室等の取組を推進する。

(3) 思春期

(規範意識の醸成)

・「非行防止、犯罪被害防止を支援し、若者の規範意識を醸成するため、学校において地域の人々の協力を得つつ、ボランティア活動や体験活動等を生かした道徳教育の充実を図るほか、関係機関や地域の人々との連携による非行防止教室等の取組を推進する。」

5. 特定の状況にある青少年に関する施策の基本的方向

(3) 少年非行対策等社会的不適応への対応

(非行防止、多様な活動機会・場所づくり、相談活動)

・少年の非行防止のため、非行防止教室、薬物乱用教室等の開催のほか、地域の人々と連携し、多様な活動の機会や場所づくりのための施策を推進する。また、相談機関において相談しやすい環境を整備し、非行少年等の保護者や様々な悩みをもつ少年に対し適切な助言、支援等を行う。さらに、生活習慣や文化の異なる来日外国人少年について、地域で適切な支援が行われるよう関係機関が連携を図る。

(4) 青少年の被害防止・保護

(その他の犯罪対策)

・地域社会において青少年を犯罪から守るため、警察・学校関係者等の連絡協議会等を活用した情報交換、関係機関や民間団体等が連携して行うパトロール活動の推進、防犯講習の実施、青少年の緊急避難場所の確保のための支援・周知等を行う。また、学校における危機管理の手引の作成、防犯や応急手当等の訓練などを行う防犯教室の開催など、学校の安全管理のための取組を継続的に推進する。

犯罪に強い社会の実現のための行動計画(平成15年12月)(犯罪対策閣僚会議(本部長：内閣総理大臣))

・「学校における非行防止教室、薬物乱用防止教室、罪を犯した場合の刑罰・処分・民事責任に関する法教育、地域の人材を活用した生徒指導の支援、学校担当保護司を活用した「中学生サポート・アクションプラン」の推進等により、少年の規範意識を向上させる。」

第1 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止

1 地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの実現

(19) 学校等の安全対策の推進

学校等における子どもの安全を確保するため、低学年教室や管理諸室等の配置換え、門やフェンス等の設置・改修、それに伴う防犯機器の設置、警察との間の情報伝達網の整備等の安全対策に要する経費を補助することにより、これらの整備を促進する。また、学校における危機管理マニュアルの作成、防犯や応急手当等の訓練等を行う防犯教室の開催、安全対策に関する教職員の意識や対応能力の向上等、学校の安全管理のための取組を継続的に推進する。さらに、学校施設の開放に当たっても、児童・生徒の安全確保が図られるよう周知徹底を行う。

3 犯罪被害者の保護

(7) 子どもに対する防犯教育の推進

学校において、特別活動や総合的な学習の時間等を活用するなどして、教師、警察官、自主防犯活動に取り組むボランティア団体の構成員等を講師とする参加体験型の防犯教室を開催し、子どもが自らの身を守り、犯罪に巻き込まれないようにするための危険予測能力や対応要領等を体得させる。

薬物乱用防止新五か年戦略(平成15年7月)(薬物乱用対策推進本部(本部長：内閣総理大臣))

目標1(1)学校等における薬物乱用防止に関する指導の充実

・「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて薬物乱用防止について指導の充実に努めるとともに、教育相談等の生徒指導の機能を一層活用する必要がある。また引き続き、学校における薬物乱用防止教室の開催を推進するとともに、関係機関の連携により薬物乱用防止教育の一層の充実に努める必要がある。さらに、国、都道府県等において開催する研修会の充実等教員や薬物乱用防止教室の指導者に対する効果的な研修の機会を拡充するとともに、指導に当たって児童生徒に薬物の有害性・危険性を分かりやすく、かつ、正しく理解させるため、児童生徒用教材及び教師用指導資料の充実に努めることが重要である。これらの教材については、活用の促進を図るための周知に努めるとともに教材等の使用について関係機関との連携の充実に努める必要がある。

また、家庭、地域社会が一体となって学校の取組を充実させるため、各教育委員会に

において学校への支援体制の強化・充実を図るとともに、PTA等関係団体が積極的な役割を果たすよう協力を要請する。

・学校においては、児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導する。（文部科学省）

・すべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するよう努めるとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努め、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得つつ、その指導の一層の充実を図る。（警察庁、財務省、文部科学省、厚生労働省）

・児童生徒に正しい知識を習得させるため、薬物乱用防止に関する児童生徒用教材、教師用指導資料等を作成・配布する。（警察庁、文部科学省、厚生労働省）

・配付した教材等の活用の促進を図るための周知に努めるとともに、教材等の使用について関係機関との連携の充実を図る。（警察庁、文部科学省、厚生労働省）

「児童生徒の問題行動対策重点プログラム（最終まとめ）」（平成16年10月）（文部科学省）

2 学校で安心して学習できる環境づくりの一層の推進

（3）犯罪抑止教育の推進

本事件の加害児童は、明確な殺意を抱いた上で計画的に被害児童を殺害しているにもかかわらず、自分の行為の違法性、重大性を十分に認識していないと考えられる。これは、犯行を躊躇し、思いとどまらせるために必要な自己抑制力が身につけていなかったことを示している。そこで、犯罪の抑止に重点を置いた教育を推進するために、次の施策を推進する。

非行防止教室プログラム事例集（仮称）の作成・配布

犯罪被害者の体験談を取り入れた学習を含め、社会のルールや自分の行為に責任を持つということ学ぶ一環として、小学校高学年から、非行、犯罪の防止等を目的とした学習を推進する。そのための教材として、警察官等関係機関職員等と共同して非行防止教室を実施するためのプログラム事例集を平成16年度中に警察庁と共同で作成した上で、教育委員会等に配布する。

(2) 学校が日頃から連携を行うことが望ましい主な関係機関等

参照：「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために」(学校と関係機関等との行動連携に関する研究会)

警 察 関 係

警察署(警察官):(本部 51ヶ所、警察署 1,269ヶ所)

設置者・担当部局:都道府県警察(生活案全部(少年担当課))

活動内容: 少年非行や犯罪被害に関する相談活動、非行少年の検挙・補導、不良行為少年への注意・助言・指導等、犯罪被害少年への助言・支援等、児童虐待について児童相談所への通告・支援活動、虐待者の検挙、家出人捜索願を受理し、家出少年の発見・保護、非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催や少年警察ボランティア等との合同補導活動など、少年非行を未然に防止するための啓発活動を行う。

<守秘義務 地方公務員法 個人情報保護 条例>

少年サポートセンター

少年非行対策等に関し、専門的知識を有する者(少年補導職員・少年相談専門職員)が配置されている。

活動内容: 少年非行や少年の犯罪被害に関する相談活動、非行少年・不良行為少年やその家族に対する助言・指導、犯罪被害少年への助言・支援、非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催や少年警察ボランティア等との合同補導活動など、少年非行を未然に防止するための啓発活動、などを行う。

<守秘義務 地方公務員法 個人情報保護 条例>

少年警察ボランティア

(少年補導員、少年指導委員、少年警察協助力員、被害少年サポーター)

委嘱:地域のボランティアであり、警察本部長・警察署長等が委嘱する。

活動内容: 警察署や少年サポートセンターとの合同補導等など、少年非行を未然に防止するための啓発活動、少年のためのよりよい環境づくり(環境浄化活動)、非行少年・不良行為少年やその家族に対する助言・指導、などを行う。

少年補導センター:(705ヶ所)

設置主体・担当部局:地方公共団体(教育委員会、青少年対策部局、児童福祉部局等)等

活動内容: 少年の非行防止に関係のある行政機関、団体、ボランティア等と協力し、街頭巡回など少年非行防止活動、少年非行や犯罪被害に関する相談活動、少年のためのよりよい環境づくり(環境浄化活動)、青少年団体指導者の研修や青少年の文化・スポーツ学級・講座等、積極的な健全育成活動、などを行う。

更生保護関係

保護司：(52,500人(定員))

委嘱：法務大臣が委嘱する。

担当部局：法務省保護局

活動内容：保護観察官と協働して、家庭裁判所の決定等により保護観察となった少年等に対し保護観察を行い、遵守事項を守るよう指導監督するとともに、立ち直りを援護、犯罪予防のための啓発・広報活動、民間団体の活動への協力、地方公共団体の施策への協力等、などを行う。

<守秘義務 保護司法>

保護観察所(保護観察官)：(50箇所)

設置主体・担当部局：国(法務省保護局)

活動内容：家庭裁判所の決定等により保護観察となった少年等に対し保護観察を行い、遵守事項を守るよう指導監督するとともに、立ち直りの援護、犯罪の予防を目的とした地域住民の活動の推進等、などを行う。

<守秘義務 国家公務員法 個人情報保護 行政機関個人情報保護法>

福祉関係

児童相談所：(182箇所)

設置主体・担当部局：都道府県及び指定都市(各地方公共団体の民生主管部局)

活動内容：18歳未満の子どもに関する相談活動(主な相談の種類：養護相談、保健相談、身体障害相談、知的障害相談、非行相談、育成相談、その他) 児童虐待について、相談・通告を受けて調査を行い、被虐待児童の保護や親への指導・支援を行う。状況に応じて立入調査や被虐待児童の一時保護を行うほか、児童養護施設等の施設入所に関する手続等、などを行う。

<守秘義務 地方公務員法 個人情報保護 条例>

福祉事務所(家庭児童相談室)：(955箇所)

設置主体・担当部局：都道府県又は市町村が設置する福祉事務所(各地方公共団体の民生主管部局)

活動内容：福祉事務所の家庭児童福祉に関する以下のような相談・指導・支援等。

- ・生活保護：生活保護の申請を受け、調査・検討の上、決定を行う。
- ・児童福祉：母子生活支援施設や保育所の入所手続を行う。児童虐待の通告を受理する
- ・高齢者福祉：高齢者福祉の相談活動を行う。高齢者の在宅支援サービスや養護老人ホームへの入所手続を行う。
- ・障害者福祉：障害者福祉に関する相談活動、障害者手帳の交付や様々な援護を行う。
- ・ひとり親・女性・家庭の福祉：母子相談員・婦人相談員・家庭相談員による相談等を行う。

- ・福祉資金の貸付：生活の安定と生活意欲の増進を図るため、福祉資金の貸付を行う。
 - ・保健医療相談：保健医療・介護保険等に関する相談活動を行う。
- 児童虐待の通告を受けた場合に、児童の安全確認も行う。

(児童虐待の防止に関する法律の一部を改正する法律 平成16年10月1日施行)

< 守秘義務 地方公務員法 個人情報保護 条例 >

主任児童委員、民生・児童委員：(主任児童委員：21,157人(定員) 児童委員：208,801人)
委嘱：民生・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱する(民生委員が児童委員を兼務している。)
児童等の生活・環境の状況把握、児童等に対する指導・援助のほか、健全育成に関する気運の醸成など、児童の福祉の増進を図るための活動を行う。

担当部局：厚生労働省雇用均等・児童家庭局

活動内容：主任児童委員は、民生・児童委員のうちから厚生労働大臣が指名する。児童の福祉に関する機関と民生・児童委員との連絡調整や民生・児童委員の活動への援助等を行う。

< 守秘義務 民生委員法、児童福祉法 >

保 健 関 係

保健所、保健センター：(保健所：都道府県立：459箇所、市・区立：133箇所)

設置主体・担当部局：都道府県、指定都市、中核市又は特別区(各地方公共団体の民生主管部局)

主な職員：医師・保健師等が配置されている。

活動内容：児童の健康相談、健康診査、保健指導等、薬物乱用についての相談を受け、指導・助言等を行う。

< 守秘義務 地方公務員法 個人情報保護 条例 >

精神保健福祉センター：(62箇所)

設置主体・担当部局：都道府県及び指定都市(各地方公共団体の民生主管部局)

主な職員：精神科医・精神保健福祉士・保健師等が配置されている。

活動内容：精神保健に関する相談・指導・支援等を行う。

< 守秘義務 地方公務員法 個人情報保護 条例 >

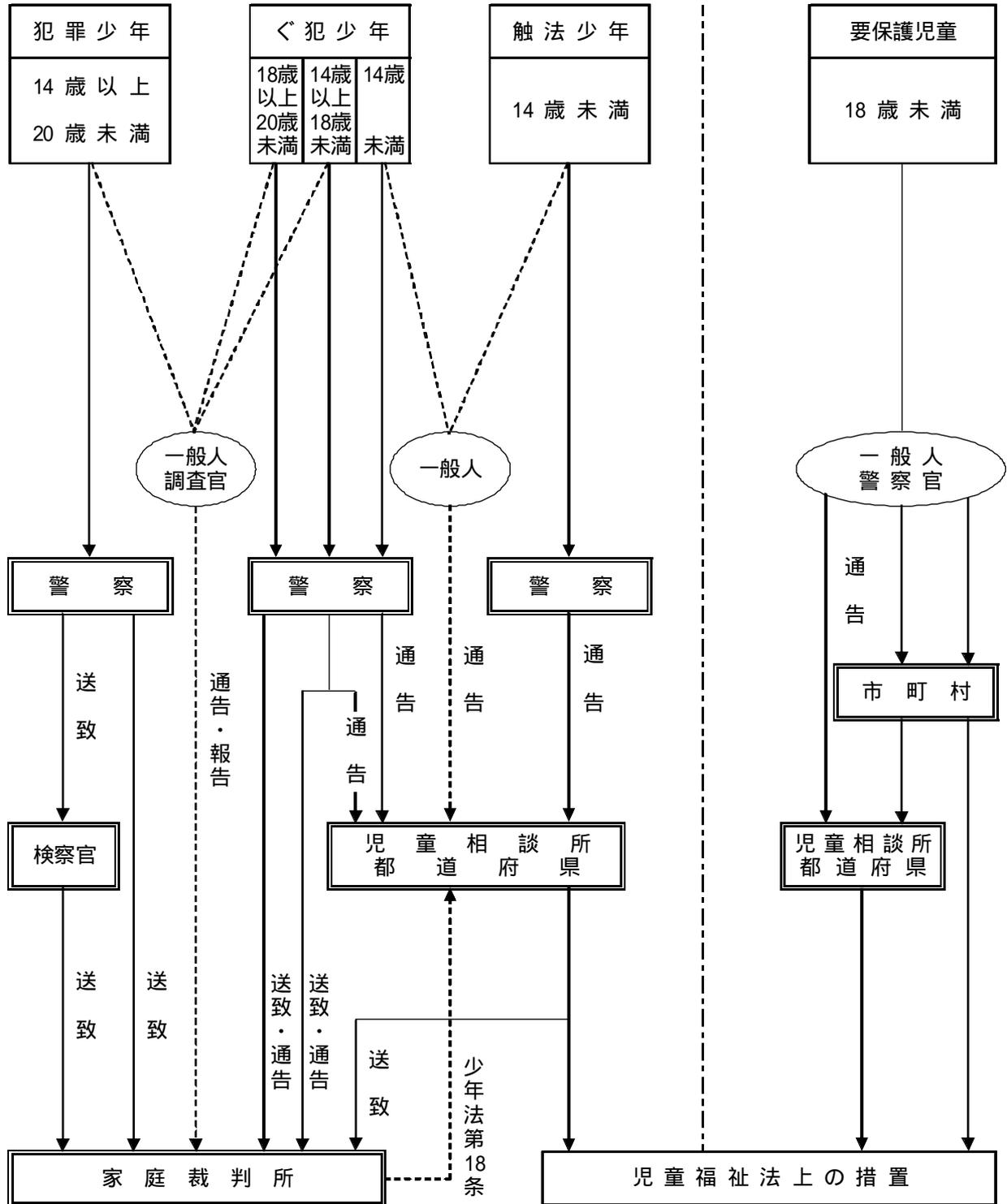
家庭裁判所

送致・通告された非行少年について、家庭裁判所調査官は少年の性格や成長の過程、日ごろの行い、環境などについて調査を行う。裁判官は、調査の結果を検討した上で、審判が必要と考えた事件について審判を開き、少年院送致、保護観察、児童自立支援施設又は児童養護施設送致等の保護処分等を決定する。

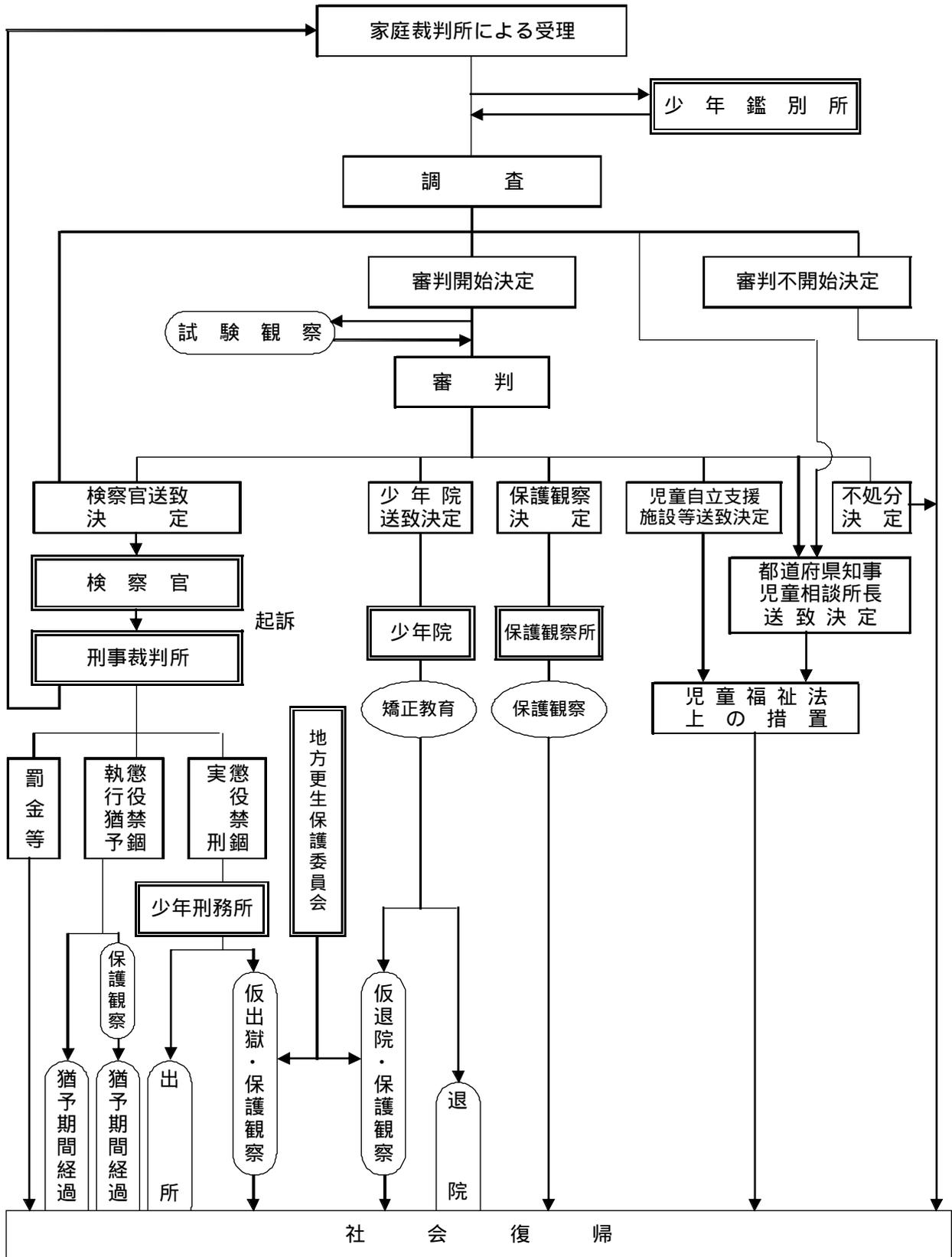
< 守秘義務 国家公務員法 >

(3) 少年事件の手続きの流れ

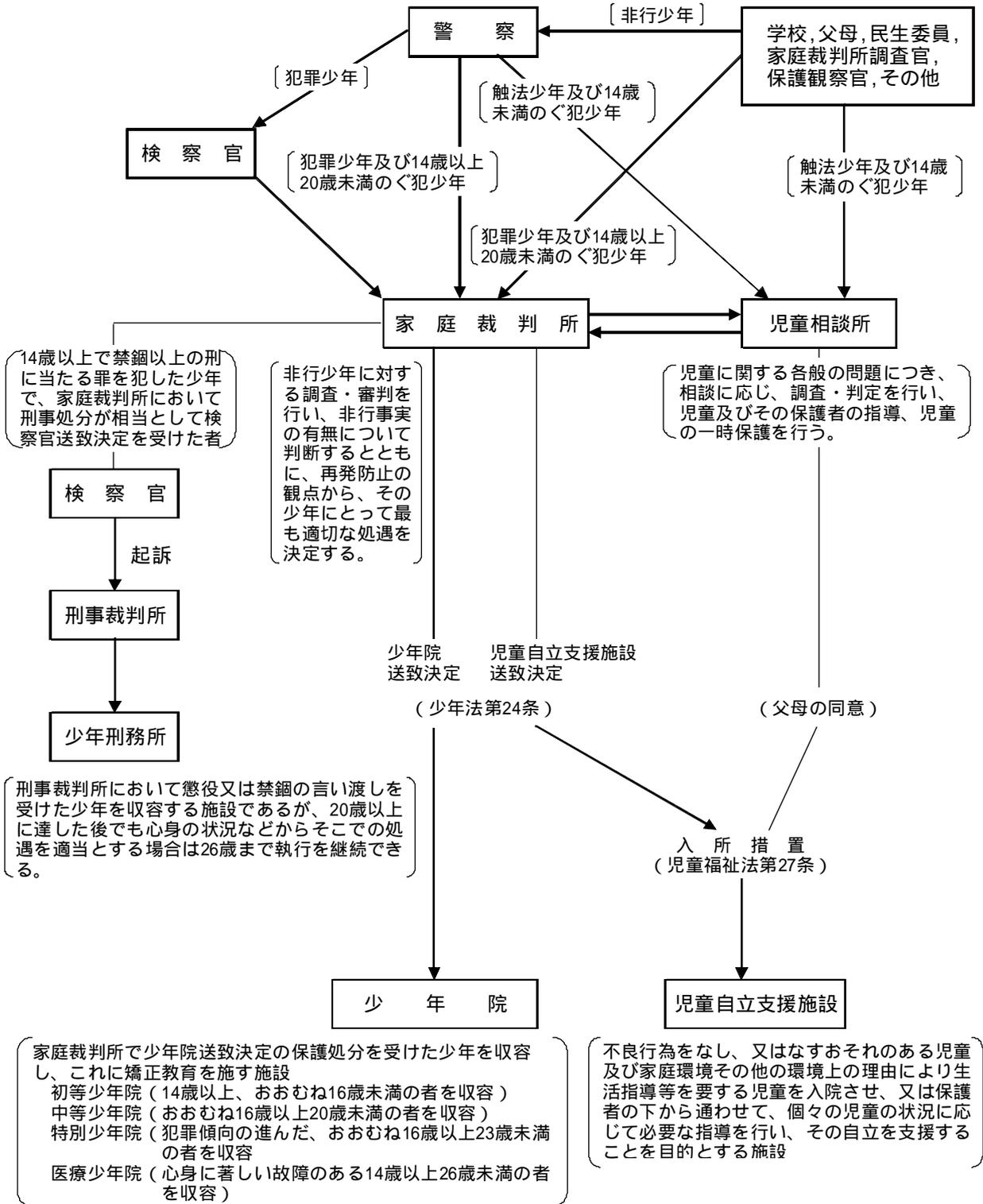
(1) 少年事件処理手続き



(2) 家庭裁判所における調査・審判手続き



(3) 児童自立支援施設及び少年院への送致等の手続き



「非行防止教室プログラム事例集」資料作成委員会委員

(平成16年3月31日現在)

宮川 保之	文部科学省初等中等教育局視学官
四方 光	警察庁生活安全局少年課理事官
楠目 聖	警察庁生活安全局少年課課長補佐
天野 賀仁	警察庁生活安全局少年課課長補佐
林 敬久	警察庁生活安全局少年課課長補佐
西村 芳秀	警察庁生活安全局少年課課長補佐
石橋 昭良	警察庁生活安全局少年課専門職
吉田 憲司	文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長
森嶋 昭伸	文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査官
鬼頭 英明	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育調査官
中谷 昇	文部科学省初等中等教育局児童生徒課課長補佐
八田 和嗣	文部科学省スポーツ・青少年局青少年課課長補佐
外崎 漢	警視庁生活安全部少年育成課台東少年センター所長
諸富 真奈美	千葉県警察本部生活安全部少年課少年センター主任少年補導専門員
赤堀 博行	東京都教育庁指導部義務教育心身障害教育指導課指導主事
志村 文穂	江戸川区立南葛西第二中学校長

・・・座長、・・・副座長

* 警察庁及び文部科学省においては、上記の者の他、次の者が本書の編集に当たった。

坪田 眞明	文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
関 靖直	広島県教育長 (前文部科学省初等中等教育局児童生徒課長)
亀田 徹	文部科学省初等中等教育局児童生徒課課長補佐
鈴木 敏之	文部科学省高等教育局高等教育企画課長補佐 (前初等中等教育局児童生徒課課長補佐)
新山 雄次	文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査官
今泉 柔剛	文部科学省初等中等教育局児童生徒課課長補佐
寺坂 公佑	文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導企画係
福田 和樹	文化庁文化部芸術文化課企画調査係長 (前初等中等教育局児童生徒課生徒指導企画係)
柳田 祐司	文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導企画係
阪元 容昌	(前文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導企画係)
鶴丸 朋子	(前文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導企画係)

大木 高仁	警察庁生活安全局少年課長
山岸 一生	警察庁生活安全局少年課理事官
出原 基成	警察庁生活安全局少年課課長補佐
井上 裕基	警察庁生活安全局少年課企画係長

* プログラム事例作成に協力いただいた学校

青森県十和田市立東中学校
宮城県石巻市立渡波中学校
群馬県立前橋女子高等学校
埼玉県上尾市立大石北小学校
埼玉県川越市立大東中学校
千葉県立国府台高等学校
東京都新宿区戸塚第三小学校
神奈川県愛川町立愛川中学校
新潟県新潟市立二葉中学校
石川県加賀市立片山津小学校
石川県加賀市立橋立小学校
岐阜県立中濃高等学校
岡山県岡山市立旭東中学校
岡山県立総社高等学校
広島県立安西高等学校
山口県防府市立国府中学校
高知県宿毛市立宿毛小学校
高知県高知市立愛宕中学校